

## **[事案 2021-312] 災害死亡保険金等支払請求**

・令和4年8月10日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、災害死亡保険金等が支払われなかったことを不服として、災害死亡保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

被保険者が死亡したため、平成21年5月に契約した利率変動型積立保険にもとづき、災害死亡保険金等を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、入浴中の浴室ボイラーの設定が高温であったことにより、高温状態で意識障害を起こして浴槽内で水没死したと考えられ、不慮の事故による死亡であることから災害死亡保険金等を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人から提出を受けた死体検案書、捜査関係資料、診療録、警察および死体検案医への確認結果等を踏まえても、不慮の事故の存在が認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者の死亡状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、災害死亡保険金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。